

「福岡県伝統的工芸品新商品開発事業」業務に係る企画提案公募実施要領

1 業務目的

福岡県の意欲ある伝統的工芸品生産事業者（以下「事業者」という）と高いブランド力や知名度を持つ企業やクリエイター等とのコラボレーションにより、新たなアイデアを取り入れた新商品の開発を支援し、商品化後、企業等の流通販路に乗せることで、販路拡大・新規需要の開拓を図る。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

福岡県伝統的工芸品新商品開発事業業務

(2) 業務内容

別添「業務委託公募仕様書」に基づく具体的な企画提案

3 予算規模

7,046千円（消費税及び地方消費税含む）

4 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

5 提案参加資格

次の要件が備わっている必要があります。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定するものに該当しないこと
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和3年2月10日2総厚第17290号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではない者
- (4) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

6 スケジュール

令和3年8月10日（火）	公募開始
8月20日（金）	質問書提出〆切
8月26日（木）	提案公募参加申込〆切
8月31日（火）	企画提案書類提出〆切
9月上旬	選定委員会による審査（プレゼンテーション）実施
9月上旬	委託事業候補者の決定・選考結果通知

9月上旬 委託事業候補者との協議および契約締結準備
9月中旬 契約締結

7 仕様書及び本公募要領に関する質問の受付

様式1「質問書」に必要事項を記入のうえ、下記により提出すること。

(1) 受付期間

令和3年8月20日（金）正午まで

(2) 提出先

福岡県商工部観光局観光政策課物産振興係

FAX：092-643-3431 電子メール：kanko@pref.fukuoka.lg.jp

(3) 質問に関する回答方法

県庁ホームページで公表します。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなします。

8 参加申込書の提出について

様式2「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、下記により提出すること。

(1) 受付期間

令和3年8月26日（木）17時00分まで

(2) 提出先

福岡県商工部観光局観光政策課物産振興係

FAX：092-643-3431 電子メール：kanko@pref.fukuoka.lg.jp

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類及び提出部数について

書類	部数	留意事項
様式3「企画提案書類提出書」	1部	別添様式により提出すること
企画提案書（様式任意）	10部	A4片面印刷

(2) 提出期限

令和3年8月31日（火）17時00分まで ※必着

（期日以降の提出は、いかなる場合でもお受け致しかねますのでご了承ください。）

(3) 提出先

福岡県商工部観光局観光政策課物産振興係（福岡県庁行政北棟7階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話：092-643-3454

(4) 提出方法

持参または郵送による。(ただし、県の休日には受領しない。)

(5) 作成方法

提案対象となる業務内容について、下記①から③の事項を記載し、④の様式で作成してください。

① 提案事業者の概要

- ・提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
- ・業務を受託するにあたってのセールスポイント
- ・国又は地方公共団体の業務受託等実績（特に当該業務に類似した事業のもの）

② 業務全体の概要

- ・業務全体の運営管理、業務実施体制
(スタッフの業務分担、スケジュール、進捗状況の管理体制)
- ・個人情報保護に関する取組
(個人情報の管理方法、プライバシーマークの取得状況等)

③ 業務内容の詳細

- ・別添「業務委託公募仕様書」に基づく具体的な企画提案

④ 企画提案書の様式

- ・企画提案書の用紙は、A4版片面印刷で作成してください。(縦横不問)
ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差支えありません。
- ・表紙には、「福岡県伝統的工芸品新商品開発事業業務提案書」と記載し、提出年月日、会社名(団体名)を記載してください。
- ・企画提案書は、事業者概要やパンフレット、イメージ図表等を含めて30ページ以内(表紙は含まない)とし、簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ・文字の大きさは、10.5ポイント以上とします。(表題、図表を除く)

(6) その他

- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用します。
- ・企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とします。
- ・本要領に示した公募参加者の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。
- ・提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却いたしません。

10 審査及び委託先の選定方法

提出された企画書について、次のとおり審査を行い、委託先を決定します。

- (1) 審査者
「福岡県伝統的工芸品新商品開発事業」受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置。
- (2) 審査方法
選定委員会において、プレゼンテーションやヒアリング等を実施したうえで審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉者、次に優れた提案を行った事業者を次点交渉者とします。
※応募多数の場合、プレゼンテーションやヒアリングを行う提案事業者を書類選考で選出する場合があります。
- (3) 審査日
令和3年9月上旬を予定しています。
- (4) 審査基準
別紙「審査基準書」のとおり。
- (5) 提案者が1社又はいない場合の取り扱い
提案者が1社のみの場合であっても評価は実施し、評価の基準において最低基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。
また、基準点に満たない場合や提案者がいない場合は、再度公募を実施します。
- (6) 審査結果の通知及び公開
採択・不採択に関わらず審査参加者全員に書面により通知します。併せて、最優秀提案者はその法人名又は個人名を福岡県ホームページにて公表します。
※審査合否通知：令和3年9月上旬を予定

1.1 委託契約について

- (1) 上記選定手順により選定された提案者を契約締結候補者として委託契約に関して必要な協議を行い、協議が合意に至った場合は、本委託契約の契約手続きを行います。
なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行います。
最高得点の提案者であっても、最低基準に満たない場合、選定されない場合があります。
- (2) 委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。
- (3) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めていただきます。
なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還します。

また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去2年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合があります。

- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。

1 2 留意事項

本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものです。提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではありません。

1 3 問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課物産振興係

担当：山口、脇谷

電話：092-643-3454 FAX：092-643-3431